

◎新潟県告示第435号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和7年4月11日から令和7年4月25日まで新潟漁業協同組合岩船港支所において縦覧に供する。

令和7年4月11日

新潟県知事 花 角 英 世

届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
村上市岩船地藏町3番33号
脇坂 三重城
村上市岩船下大町2番44号
富樫 春雄
村上市岩船岸見寺町3番41号
鈴木 誠
- 2 加入区 村上市岩船港加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
新潟漁業協同組合